**様式第１号別紙１**

**地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項**

**１　大船渡市地方就職学生支援事業における地方就職支援金交付要綱の規定により岩手県又は大船渡市から大船渡市地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査を求められた場合には、それに応じます。**

**２　次のいずれかに該当するときは、地方就職支援金の全額又は半額を返還します。**

**(1) 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が判明した場合：全額**

**(2)** **申請日から１年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額**

**(3)** **申請日から１年以内に大船渡市に転入しなかった場合（ただし、申請時にすでに大船渡市に住民票がある場合を除く）：全額**

**(4)** **就業日から１年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職日から３か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）：全額**

**(5)** **転入日から３年未満に大船渡市から転出した場合：全額**

**(6) 転入日から３年以上５年以内に大船渡市から転出した場合：半額**